

Q1

各賞に関して、それぞれの推薦機関からの推薦件数に上限はあるのか。

A1

推薦機関からの推薦件数には上限はございません。

Q2

過去に受賞している者あるいは受賞されなかった業績について再度推薦することは可能か。

A2

過去に受賞された方に関しては、異なる業績であれば推薦しても問題ありませんが、前回受賞時との違いについて記載していただきます。それらを踏まえて、審査を行わせていただきます。

また、過去に受賞できなかった業績に関して推薦は可能ですが、前回推薦時と同じ書きぶりですと、同様の結果になってしまう可能性が高いかと思われます。

Q3

外国籍を有する候補者について、日本国内で研究活動している場合は推薦可能か。

A3

推薦可能です。

日本国籍を有する候補者と同様に、住民票の提出をお願いします。

Q4

外国籍を有する候補者について、外国で活動している者は推薦可能か。

もし可能であるならば、何を提出すればよいか。

また、日本国籍を有する者が外国へ出向中で、住民票を抜いている場合は、何を提出すればよいか。

A4

候補者の業績が日本の社会経済・国民生活の発展向上等に寄与する画期的なものであれば、推薦可能です。

パスポートの写しまたは日本で働いていた場合は当時の住民票等をご提出いただければと思います。

また、日本国籍の方で外国へ出向中で住民票のご提出が難しい方は、戸籍抄本をご提出ください。

Q5

科学技術賞（研究部門）及び若手科学者について、推薦者（3名）に学外の方を含めても問題ないか。

A5

推薦者（3名）は学外の方でも構いません。

推薦区分に応じて以下の条件がございますので、ご注意ください。

<科学技術賞（研究部門）>

- ・日本国籍を有し海外を拠点に研究活動等を行う者を推薦する場合に限り、個人推薦が可能です。3名の推薦書が必要となります。
- ・推薦書は推薦者（推薦機関の長、部局長又はこれらに準ずる者）からの推薦書も含めた3名分が必要となります。
- ・候補者及び候補者の研究内容について理解し、十分把握している方3名に記載いただけてください。

<若手科学者賞>

- ・候補者及び候補者の研究内容について理解し、十分把握している方3名に記載いただけてください。
- ・個人推薦に関する条件は、科学技術賞（研究部門）と同じです。

Q6

個人推薦の場合、「推薦機関の長、部局長又はこれらに準ずる者からの推薦」が必要とのことだが、「準ずる者」について何らかの基準はあるのか。

A6

「準ずる者」としては、候補者の所属長、所属チームリーダー等が想定されますが、同一の役職名であっても機関により位置づけが異なりますので、具体的な基準・目安等は定めておりません。
候補者・業績を十分把握・理解されている方で、他機関の方でもよく、当該分野で優れた業績を上げている方であることが望ましいです。

Q7

若手科学者賞に関して、「『研究に専念できない期間』とは、休暇の取得や休職・離職などその期間が定量的に算定できるものとします。」とのことであるが、具体的にはどのような書類を提出すればよいのか。

A7

女性の方であれば、母子手帳の表紙の写し等、出産の事実を確認できる書類をご提出ください。男性の方であれば、出産の事実を確認できる書類に加え、研究に専念できなかった期間を定量的に算定できる書類をご提出ください。

また、様式中の3.研究経歴【候補案件とする研究テーマにおける経歴】の欄に該当の期間を記載いただきますようお願いいたします。

Q8

若手科学者賞に関して、「研究に専念できない期間」に関して、下限等はあるのか。
また、育児のために取得したのであれば、有給休暇であっても対象となるか。

A8

「出産・育児により研究に専念できない期間」については、具体的な期間を定めていたり、休みの名称による制限をしている等はありません。

女性の方であれば、母子手帳の写しなど出産の事実を証明できる書類、男性の方であれば、出産の事実を証明できる書類に加え、研究に専念できなかった期間を定量的に算定できる書類をご提出ください。

それらを踏まえて、審査を行わせていただきます。

Q9

科学技術賞（科学技術振興部門/理解増進部門）および研究支援賞の候補調査書における「講演等一覧」について、推薦要領内に“・候補者氏名欄には、…”という記載があるが、これは様式内の“講演者名”に読み替えることで問題ないか。

A9

「講演等一覧」について、推薦要領の「候補者氏名」は様式内の「講演者名」に読み替えることで問題ございません。

Q10

各賞の候補調査書における「著書等一覧」について、特許・実用新案一覧や論文一覧では“重要な××には、通し番号の前に○を付してください（5件以内）”という指示があるが、著書等一覧については一律この対応は不要という認識で問題ないか。

また、この認識で問題ない場合、科学技術賞（研究部門）の候補調査書様式の「12.著書等一覧」において通し番号1の前に○印が記載されているのは誤記という認識で問題ないか。

A10

「著書等一覧」について、通し番号の前に○を付す必要はございません。

また、科学技術賞（研究部門）の候補調査書様式「12.著書等一覧」の○は誤記という認識で問題ございません。